

答 申 第 8 8 号
令和5年5月9日

青森県知事 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 森 雄 亮

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和4年3月15日付け青水振第1521号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

特定漁業協同組合の業務報告書についての一部開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）は、一部開示決定処分において不開示とした部分のうち、別表 2 及び別表 3 に掲げる「開示することが相当である部分」欄に記載した部分を開示することが妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和 3 年 12 月 29 日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月 青森県条例第 55 号。令和 5 年 3 月 青森県条例第 9 号による改正前のもの。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、「青森県〇〇町の A 漁業協同組合及び B 漁業協同組合から法令上の義務の有無にかかわらず提出を受けた直近年度の事業に関する年次報告書（貸借対照表、収支報告、事業計画等の部分的な報告も含む）とその関係行政文書（法令順守、経営改善等をめぐる指導、助言の記録等）」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、次に掲げる文書（以下「本件各文書」という。）を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、その一部が条例第 7 条第 3 号又は第 4 号に該当するとして、一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和 4 年 2 月 14 日、審査請求人に通知した。

- (1) A 漁業協同組合第〇年度（令和 2 年 1 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日）業務報告書（以下「本件対象文書 1」という。）
- (2) A 漁業協同組合第〇年度（令和 3 年度）事業計画書
- (3) B 漁業協同組合第〇年度（令和 2 年 1 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日）業務報告書（以下「本件対象文書 2」という。）
- (4) B 漁業協同組合第〇年度（令和 3 年度）事業計画書

3 審査請求

審査請求人は、令和4年2月19日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件対象文書1及び本件対象文書2の非開示部分のうち漁業協同組合（以下「漁協」という。）の組織、事業及び経営の状況に係る記載を全面的に開示することを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張している審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする実施機関の判断は抽象的、一般的すぎて裁量の範囲を超えている。漁協は営利を目的とする組織とは異なり、行政による指導監督、各種助成の受け皿として公的な機能も併せ持つ。法的な義務として当該組合が作成し、県に提出した書類は原則公開されるべき情報であり、非公開とする情報は個人情報や商業上の機密・ノウハウ等など漏えいすれば事業継続に影響を及ぼす情報に限定されるべきである。青森県内の漁協において、法定のマグロ漁獲の未報告、商標ラベルの誤使用等についての報道もあり、こうした疑惑と漁協の経営状況を照らし合わせて調査、報道することは公益にも資することであり、非公開によって得られる利益がほとんどないにもかかわらず経営情報に係る数値に関して一律に非公開とする実施機関の判断は裁量権を大きく逸脱するばかりか国民、県民の知る権利を不当に制限する行為である。

(2) 反論書

ア 弁明書の「4 弁明の理由」の(1)において、決算関係情報について、内部管理に関する情報であり、民間の事業と競合関係にあり、公表されれば不利益が生じるとしている。しかしながら、民間企業情報サービス会社のデータベースにおいては、有料ではあるものの漁協の経営情報も企業の経営情報と同様に公開されている。当該漁協が経営情報の公開に異議を申し立てたこともない。貸借対照表、損益計算書の主要な項目（売上高、利益額など）については他の都道府県におい

て公開されるのが一般的であり、すべて非開示とする実施機関の判断は一般的な常識からかけ離れている。

イ 弁明書の「4 弁明の理由」の(2)では、漁協は公益法人ではないから経営情報の公開義務はないと主張しているが、直売店、貯金の受け入れ等を通じて直接、間接に多くの国民と経済取引を行う主体であり、一般的な常識の範囲で経営情報を公開することは望ましい。株式会社等の株主の利益のために活動する法人であっても経営情報を公表するところが多く、国民の税金等による支援や特別な法律の保護を受けている組織として漁協はむしろ一般の企業よりも重い情報公開責任を負うはずである。

ウ 弁明書の「4 弁明の理由」の(3)は、条例第7条第4号ただし書きの規定に該当しないと主張しているが、漁業者によるマグロのヤミ漁獲、産地偽装等の不正行為が放置されてきたのは、厳しい経営状況にある場合、漁協は業績落ち込みを避けるため不正を見ても見ぬふりをしてきた可能性がある。産地偽装などによって国民が経済的な被害を被っていて、早急に是正が必要である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、弁明書等によると、おおむね次のとおりである。

1 弁明書

(1) 条例第7条第4号では、法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報と定めている。これは、法人等の正当な事業活動は、十分に保障されなければならないとする趣旨で定められているものであり、法人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等の憲法上の権利の保護の必要性、当該法人等と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要があるとされている。

審査請求の対象となった行政文書は水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「水協法」という。）第58条の2の規定に基づき漁協が作成し、県に提出した業務報告書で、水産業協同組合法施行規則（平成20年農林水産省令第10号）第205条に基づき、事業概況書、貸借対照表、損益計算書、注記表、附属明細書、剰余金処分計算書又は損失金処理計算書、部門別損益計算書及びその他参考となるべき事項が記載されており、その内容は、漁協の事業に関する情報並びに経営方針、経理及び人事管理等その事業活動を行う上での内部管理に属する情報である。

漁協は、共済、販売、購買など多くの事業を実施する総合事業体である。これらの事業は、民間企業の事業と同種であり競合関係にあるため、漁協の事業に関する

情報、内部管理に関する情報を公表することにより、競合する業者等との競争において不利益が生じるおそれがあることは明らかである。

- (2) 審査請求人の主張のとおり、漁協は水協法に基づき、設立、定款変更、合併及び解散について原則として県の認可を要するなど、県から多岐にわたり指導監督を受ける法人であり、また、漁業に関連した各種助成の受け皿となるなど、民間企業とは性格が異なるものである。

しかし、漁協の目的は、その行う事業によってその組合員のために直接の奉仕をすることであり、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する、いわゆる公益的な性格を有する法人ではない。このことは、水協法第40条第11項において、漁協の決算関係書類について組合員及び組合の債権者に関覧権及び写しの請求権を認めているものの、当該決算関係書類を一般に公開することは定めていないが、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第21条では、公益法人の財産目録について何人であっても閲覧を請求することが可能であると定めていることから明らかである。

また、県の指導監督においても、漁協の業務の健全かつ適正な運営が確保されている限りにおいて組合の自主性が尊重されることが重要であるとされていることや、各種助成についてもその助成の政策的目的に応じ漁協を受け皿として行っているものであり、県からの指導監督や助成の受け皿となっていることを理由として、法人情報を全て公開すべきとする審査請求人の主張には理由がない。

- (3) 条例第7条第4号ただし書において、不開示情報であっても、法人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については開示されるべきとされている。

審査請求人は、「青森県内の漁協において、法定のマグロ漁獲の未報告、商標ラベルの誤使用等についての報道もあり、こうした疑惑と漁協の経営状況を照らし合わせて調査、報道することは公益にも資する」と主張するが、漁協の事業活動によって人の生命、健康等に危害が生じ、又は生じるおそれがあるとは認められないことから、法人情報を全て公開すべきとする審査請求人の主張には理由がない。

2 当審査会からの質問事項について説明した書面

- (1) 東京地裁の平成30年10月25日判決では、「おそれ」があるか否かの判断に当たっては、開示対象文書の個別具体的な記載文言等から当該法人等の権利利益等がどのように害される蓋然性があるかを明らかにし判断するものではなく、当該情報がどのような法人等に関するどのような種類のものであるかといった一般的な性質から、当該法人等の権利利益等を害するおそれがあるか否かを客観的に判断することが相当であるとされている。

- (2) 漁協は組合員である漁業者の協同組織であり、組合員のために各種事業を実施しているが、一方で漁協の組合員には漁協を利用する義務はなく、ある事業において、組合員が組合を利用するか、他の業者を利用するかは組合員の自由であるとされている。
- (3) 共済事業では保険事業者及び保険代理店、購買事業では小売業者、販売事業では卸売業者、製氷冷凍事業では製氷業者や冷蔵冷凍倉庫業者、利用事業では造船業者、加工直販事業では加工業者や小売業者といった同種の事業を行う業者がそれぞれ存在しており、組合員の利用を求めてA漁業協同組合及びB漁業協同組合と競合関係にある。
- (4) このため、漁協の経営状況、財務状況、業績状況など内部管理情報が公にされることは、競合する事業者がこれらの情報を分析することで、漁協の事業経営の状況、事業経営効率などを把握し、収益性の分析が可能となり、漁協の顧客獲得を目的とした価格設定や手数料率設定を行うことが可能になるなど、漁協に不利な競争を行うおそれがある。
- (5) 本件対象文書1及び本件対象文書2のうち、条例第7条第4号に該当するとして不開示とした部分を公にした場合、生じることとなる同号の「おそれ」の具体的な内容について説明すると、別表1の「実施機関が不開示とした理由」のとおりである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 判断の対象について

審査請求人は、本件処分において実施機関が不開示とした本件各文書のうち、本件対象文書1及び本件対象文書2の漁協の組織、事業及び経営の状況に係る記載を全面的に開示することを求める旨主張する。そこで、当審査会は、本件対象文書1及び本

件対象文書2のうち、条例第7条第4号に該当するとして不開示とした部分について、その不開示としたことの妥当性を判断することとし、条例第7条第3号に該当するとして不開示とした部分（役員の氏名及び印影並びに組合員組織の代表者の氏名が該当する。）については、判断しないこととする。

3 本件対象文書1及び本件対象文書2について

本件対象文書1及び本件対象文書2は、水協法第58条の2の規定に基づき漁協が作成し、県に提出した業務報告書で、水産業協同組合法施行規則第205条に基づき、事業概況書、貸借対照表、損益計算書、注記表、附属明細書、剰余金処分計算書又は損失金処理計算書、部門別損益計算書及びその他参考となるべき事項が記載されている。

4 本件処分の妥当性について

(1) 条例第7条第4号本文の趣旨

ア 条例第7条第4号は、不開示情報として、「法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

イ このうち、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指し、「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

ウ また、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものである。

エ さらに、条例第7条第4号該当性の判断に当たっては、ある情報がどのような法人等に関するどのような種類のものであるかといった一般的な性質から、当該法人等の権利利益を害するおそれがあるか否かを客観的に判断することが相当である。

(2) 漁協の性格等について

ア 漁協の目的は、その行う事業によってその組合員のために直接の奉仕をするこ

とであり、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する、いわゆる公益的な性格を有する法人ではない。

また、水協法第40条第11項において、漁協の決算関係書類について組合員及び組合の債権者に閲覧権及び写しの請求権を認めているものの、当該決算関係書類を一般に公開することは定めていない。

さらに、漁協の組合員には漁協を利用する義務はなく、共済事業、購買事業、販売事業、製氷冷凍事業、利用事業及び加工直販事業においては、同種の事業を行う業者が存在しているとする実施機関の説明に従えば、同種事業を行う他者との競合関係にある民間企業の事業活動に近いものがあると言える。

イ 一方、漁協は、設立、定款変更、合併及び解散に当たり原則として水協法に基づく認可を要するなど、行政官庁から多岐にわたる指導監督を受ける法人であり、漁業法（昭和24年法律第267号）に基づき一定の水面において排他的に特定の漁業を営む権利である漁業権が認められること等から、その行う事業活動全般について民間企業と全く同等であるとは言い難い。

ウ 以上を踏まえ、当審査会は、不開示とされた情報が条例第7条第4号本文に該当するかどうかを個別に判断することとする。

(3) 条例第7条第4号本文該当性について

まず、本件対象文書1及び本件対象文書2の全体に関する「貸借対照表及び損益計算書」について検討し、その後、本件対象文書1のページ順に従って検討することとする。

ア 貸借対照表及び損益計算書

本件対象文書1及び本件対象文書2の貸借対照表及び損益計算書では、科目名のうち損失金又は剰余金があることを示す文言がその金額とともに不開示とされているほか、貸借対照表では「出資金」を除く全ての科目に係る金額が、損益計算書では全ての科目に係る金額が、それぞれ不開示とされている。

(ア) 金額

実施機関は、当審査会からの質問に対する回答書面において、漁協の貸借対照表及び損益計算書は、大科目相当部分の金額のみであっても、公にされることにより、漁協の経営状況を分析把握することが可能になり、競合する事業者において漁協に不利な競争を行うおそれがあるとしている。

しかし、一般的に、漁協の貸借対照表又は損益計算書の大科目相当部分の科目（以下「大科目相当部分」という。）の金額及びその合計額を公にしたとしても、作成者から詳細な説明を受けない限り、財務内容の正確かつ細部にまでわたる分析把握は困難であり、第三者には、漁協の経営状況の概要をうかがい知ることしかできない。

また、具体的に、どのような点に重点をおいて、どのような方法で経営を行っているかを把握するためには、大科目相当部分の金額及びその合計額のみでは不十分であると言うべきである。

よって、大科目相当部分の金額及びその合計額は、条例第7条第4号本文には該当しない。

一方、大科目相当部分以外の科目（以下「大科目相当部分未満」という。）の金額については、公にした場合、その詳細な数値等によって、漁協の正確かつ細部にまでわたる財務内容が判明することとなり、そこから得られる情報を基に、漁協の独自の経営上の秘密やノウハウを読み取ることが可能である。

したがって、本件対象文書1及び本件対象文書2の大科目相当部分未満の金額については、公にすることにより、漁協の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、同号本文に該当する。

(イ) 科目名

本件対象文書1及び本件対象文書2の貸借対照表及び損益計算書において不開示とされた文言をその一部に含む科目名は、損失金又は剰余金があることを示すものであり、公にすることにより、損失金又は剰余金があることを把握することが可能となる。

しかし、この科目名は、大科目相当部分の科目名に準ずる科目名であると認められる。

したがって上記(ア)のとおり、大科目相当部分の金額が条例第7条第4号本文に該当しない以上、同号本文には該当しない。

イ 目次

不開示とされた部分は大科目相当部分の科目名に準ずる科目名と同一の情報であると認められることから、上記ア(イ)のとおり、同号本文には該当しない。

ウ 事業報告（事業概況書）

(ア) 組合の事業活動の概況に関する事項

a 一般的概況

不開示とされた部分のうち、大科目相当部分の金額及び大科目相当部分の科目名と同一の情報であると認められるものについては、上記アと同様に条例第7条第4号本文に該当しないが、その余の部分は、公にすることにより、漁協の経営情報や事業の具体的な内容を容易に把握することができ、漁協の競争上の地位を害するおそれがあると認められることから、同号本文に該当する。

b 当該事業年度及び直前三事業年度の事業成績並びに財産及び損益の状況

不開示とされた部分のうち、大科目相当部分の金額及びその合計額と同一の情報であると認められるものについては、条例第7条第4号本文に該当しないが、その余の部分は、大科目相当部分未満の金額と同一の情報であると認められることから、上記ア(ア)のとおり、同号本文に該当する。

(イ) 組合の運営組織の状況に関する重要な事項

不開示とされた部分は、関係者以外には公にされていない内部管理情報であると認められるところであり、このことを前提として、同号本文に該当するか

どうかを以下のとおり個別に判断する。

a 総会及び総代会

重要な議事及び議決事項が一部を除き不開示とされているほか、対象文書1にあっては開催日現在の総代数及び出席総代数、対象文書2にあっては開催日現在の正組合員数、出席正組合員数及び出席准組合員数が不開示とされているところ、これらは、漁協の意思形成過程及び経営戦略等における意思決定に係る情報であり、公にすることにより、不当な圧力や干渉等を受けたり、総代等の出席等の関与の状況や経営戦略等を分析されることにより、漁協の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第7条第4号本文に該当する。

b 組合員及び出資口数

組合員数並びに組合員数及び出資口数の期中増減数等が不開示とされているところ、実施機関は、当該情報を公開することにより、競合する事業者において、組合員の状況や資本状況を子細に分析し、漁協に不利な競争を行うおそれがあると主張するが、これらの情報をもって組合員の状況や資本状況を子細に分析することは困難であり、直ちに漁協に不利な競争が生じるとは言い難いことから、条例第7条第4号本文に該当しない。

c 職員

部門ごと及び合計の職員数及びそれらの期中増減数等が不開示とされているところ、公にすることにより、漁協の具体的な経営状況を把握することが可能となり、漁協の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第7条第4号本文に該当する。

d 組合員組織

組合員で組織する各部会等の構成員数が不開示とされているところ、公にすることにより、漁協の具体的な経営状況を把握することが可能となり、漁協の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第7条第4号本文に該当する。

e 施設

組合の施設の設置状況が一部を除き不開示とされているところ、公にすることにより、具体的な事業規模や経営状況が把握され、販売事業、購買事業、製氷冷凍事業及び利用事業において、漁協の競争上の地位を害するおそれがあると認められることから、条例第7条第4号本文に該当する。

エ 注記表

不開示とされた部分は、大科目相当部分未満の金額又はこれに準ずる金額であると認められることから、上記ア(ア)のとおり、条例第7条第4号本文に該当する。

オ 付(附)属明細書

(ア) 不開示とされた部分のうち、大科目相当部分の金額及びその合計額と同一の

情報であると認められるものについては、上記ア(ア)のとおり、条例第7条第4号本文に該当しないが、「販売事業」における当期取扱高の数量（下記(イ)参照）を除くその余の部分は、公にすることにより、漁協の経営状況や事業の具体的な内容を容易に把握することができ、漁協の競争上の地位を害するおそれがあると認められることから、同号本文に該当する。

(イ) 「販売事業」においては、当期取扱高の数量及び金額並びに受入手数料の手数料率及び金額が不開示とされているところ、実施機関は、公になることにより、漁協の財務状況が子細に分析され、事業経営の健全性、事業経営効率、債務返済能力といった漁協の経営の状況を明確に把握することが可能になるとともに、当該事業におけるノウハウも子細に分析されるおそれがあり、競合する事業者において漁協に不利な競争を行うおそれがあるとしている。

しかし、当期取扱高の数量は、排他的に特定の漁業を営む権利である漁業権に関連する情報である。

また、受託販売においては、競業他者が一般企業ではなく、漁協同士等、限定的であって、当期取扱高の数量を公にしても、漁協の経営状況や当該事業におけるノウハウが子細に分析され、直ちに漁協に不利な競争が生じるとは言い難い。

よって、当期取扱高の数量は、条例第7条第4号本文に該当しない。

カ 本件対象文書1の33ページ及び本件対象文書2の29ページ

上記アのとおり、不開示とされた部分のうち、大科目相当部分の金額と同一の情報であると認められるもの及び大科目相当部分の科目名に準ずる科目名であると認められるものについては、条例第7条第4号本文に該当しないが、大科目相当部分未満の金額については、同号本文に該当する。

また、各ページの(1)から(4)までの科目名については、これを公にしても、直ちに漁協の経営状況が判明し、漁協に不利な競争が生じるとは言い難いことから、同号本文に該当しない。

キ 部門別損益計算書

部門別損益計算書は、上記アの損益計算書とは性質が異なり、各部門ごとの損益の状況を示したものであり、不開示とされた部分を公にすることにより、その詳細な数値等によって、漁協の正確かつ細部にまでわたる財務内容が判明することとなる。そこから得られる情報を基に、漁協の独自の経営上の秘密やノウハウを読み取ることが可能であり、公にすることにより、漁協の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第7条第4号本文に該当する。

ク 財務基準実績対照表等

上記アのとおり、不開示とされた部分のうち、大科目相当部分の金額と同一の情報であると認められるもの並びに大科目相当部分の科目名に準ずる科目名であ

ると認められるものについては、条例第7条第4号本文に該当しないが、大科目相当部分未満の金額又はこれに準ずる金額と同一の情報であると認められるものについては、同号本文に該当する。

ケ 漁業種類別経営体数、地区内の漁業種類別水揚数量及び水揚金額

不開示とされた部分のうち、漁業種類ごとの水揚数量は、附属明細書の「販売事業」における当期取扱高の数量（上記オ(イ)参照）と同種の情報であると認められることから、条例第7条第4号本文に該当しないが、その余の部分は、公にすることにより、漁協の経営情報や事業の具体的な内容を容易に把握することができ、漁協の競争上の地位を害するおそれがあると認められることから、同号本文に該当する。

コ 監査報告

不開示とされた部分は、大科目相当部分の科目名に準ずる科目名と同種の情報であると認められることから、上記ア(イ)のとおり、同号本文には該当しない。

(4) 条例第7条第4号ただし書の趣旨

法人等又は事業を営む個人の事業活動上の利益は十分に保護されなければならないが、その事業活動によって、人の生命、健康、生活又は財産に危害が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、危害の拡大防止、再発防止又は未然防止を図るため、事業情報を開示することが必要となる場合がある。

このため、条例第7条第4号ただし書では、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、開示することとしたものである。

(5) 条例第7条第4号ただし書該当性について

審査請求人は、産地偽装などによって国民が経済的な被害を被っていて、早急に是正が必要であると主張するが、上記(3)において条例第7条第4号本文に該当すると判断した部分については、当該部分を不開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められない。

5 結論

以上のとおり、実施機関は、本件対象文書1及び本件対象文書2において、条例第7条第4号に該当するとして不開示とした部分のうち、別表2及び別表3に掲げる「開示することが相当である部分」欄に記載した部分については、開示することが妥当である。

よって、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別表 1

ページ		実施機関が不開示とした理由
本件対象 文書 1	本件対象 文書 2	
7	6	組合員数合計及び資格区分別人数は漁協の内部管理情報であると同時に漁協の各事業の利用者の状況であり、公になることにより、競合する事業者において、組合員の状況を分析し漁協に不利な競争を行うおそれがある。
8	7	漁協の内部管理情報であり、公になることにより、競合する事業者において、漁協の資本状況を子細に分析し漁協に不利な競争を行うおそれがある。
9	8	漁協の内部管理情報であり、公になることにより、競合する事業者において、漁協の職員配置を分析し漁協に不利な競争を行うおそれがある。
10	7	組合員組織の構成員数は、漁協の内部管理情報であると同時に漁協の各事業の利用者の状況であり、公になることにより、競合する事業者において、組合員の漁業の状況を分析し漁協に不利な競争を行うおそれがある。
11	9	施設の設置状況は、漁協の内部管理情報であり、公になることにより、漁協の行う販売事業、購買事業、製氷冷凍事業及び利用事業において競合する事業者において、漁協の有する施設の状況を分析し漁協に不利な競争を行うおそれがある。
13～17	11～14	<p>漁協の財産に関する事業活動を行う上での内部管理情報及び漁協の決算における利益及び損失の処理を示す内部管理情報であり、公になることにより、漁協の財務状況が子細に分析され、事業経営の健全性、事業経営効率、債務返済能力といった漁協の経営の状況を明確に把握することが可能になり、競合する事業者において漁協に不利な競争を行うおそれがある。</p> <p>平成13年11月2日付け答申第22号で貴審査会が行った答申によると、高等学校を設置する学校法人の平成10年度の資金収支計算書、資金収支内訳表（高等学校分）、消費収支計算書、消費収支内訳表（高等学校分）及び貸借対照表のうち、学校法人会計基準で規定する大科目及び当該大科目に相当する科目の科目名及び金額並びに合計額を開示することとしているが、当該答申においては、平成7年6月に総務省行政監察局が作成した「高等教育に関する行政監察結果報告書」において学校法人の会計経理の透明性を確保する観点から、財務関係の書類を積極的に公開するよう学校法人を指導することを提言していることを引用し、学校法人が極めて公共性・公益性の高い法人であることから、財務関係の書類を積極的に公開することが公益に合致すると認めたとうえで、学校法人の自主性、独自性に配慮しつつ、その高い公共性・公益性を考慮して判断したものとされている。</p> <p>漁協の貸借対照表及び損益計算書は水産業協同組合法施行規則において各項目が定義されており、大科目とされる項目はないものの、学校法人会計基準に準ずると、貸借対照表においては「共済事業資産」、「流動資産」、「信用事業譲渡特別資産」、「固定資産」、「繰延資産」、「繰延税金資産」、「資産の部合計」、「共済事業負債」、「流動負債」、「信用事業譲渡特別負債」、「固定負債」、「諸引当金」、「負債の部合計」、「出資金」、「資本準備金」、「利益剰余金」、「処分未済持分」、「組合員資本合計」及び「純資産の部合計」を指し、損益計算書においては「事業総利益」、「共済事業総利益」、「購買事業総利益」、「販売事業総利益」、「製氷冷凍事業総利益」、「加工直販事業総利益」、「利用事業総利益」、「指導事業収支差額」、「無線事業収支差額」、「事業管理費」、「事業利益」、「事業外収益」、「事業外費用」、「経常利益」、「特別利益」、「特別損失」、「税引前当期利益」、「法人税・住民税及び事業税」及び「法人税等調整額」並びに当期決算結果を指していると考えられるが、これらの金額のみであっても公にされることにより、漁協の経営の状況を分析把握することが可能になり、競合する事業者において漁協に不利な競争を行うおそれがある。</p> <p>なお、会社法第440条において、株式会社は決算の公告を行わなければならないと規定されており、例えば資本金5億円未満又は負債総額200億円未満の株式譲渡制限がある株式会社は貸借対照表の要旨を公開しなければならないとされているが、これは株主や債権者等に対し会社の計算書類を公告することにより、その内容を周知させ、不測の事態の回避や取引の安全を確保することを目的とするとされているものであり、当該株式会社の規模によって公告の範囲が定められていること、特例有限会社においては公告が義務づけられていないこと、水産業協同組合法には同様の規定が存在しないことから、株式会社と漁協を同列に判断することはできない。</p>

ページ		実施機関が不開示とした理由
本件対象 文書 1	本件対象 文書 2	
26～32	22～28	<p>損益計算書の明細であり、漁協が実施している共済事業、購買事業、販売事業、製氷・冷凍事業、利用事業、加工・直販事業、指導事業、無線事業及び受託信用事業における、事業実績並びに漁協の決算における利益及び損失の処理を示す内部管理情報である。不開示とした情報が公になることにより、漁協の財務状況が子細に分析され、事業経営の健全性、事業経営効率、債務返済能力といった漁協の経営の状況を明確に把握することが可能になるとともに、他の事業者と競合する共済事業、購買事業、販売事業、製氷・冷凍事業、利用事業及び加工・直販事業においては、当該事業におけるノウハウも子細に分析されるおそれがあり、競合する事業者において漁協に不利な競争を行うおそれがある。</p>

別表2 本件対象文書1

ページ	開示することが相当である部分
目次 2枚目	5行目3文字目から7文字目及び10文字目から14文字目
1	11行目5文字目から9文字目及び13文字目から15文字目
3	2 当該事業年度及び直前三事業年度の事業成績並びに財産及び損益の状況の表中「事業利益」欄の1列目から4列目の金額
	同表中「経常利益」欄の1列目から4列目の金額
	同表中「当期剰余金」欄の1列目から4列目の金額
	同表中「総資産」欄の1列目から4列目の金額
	同表中「純資産」欄の1列目から4列目の金額
7	不開示部分全て
8	(2)出資口数の不開示部分全て
13	第2 貸借対照表の表中「1 共済事業資産」の金額
	同表中「2 流動資産」の金額
	同表中「3 信用事業譲渡特別資産」の金額
	同表中「4 固定資産」の金額
	同表中「5 繰延資産」の金額
	同表中「4 繰延税金資産」の金額
	同表中「資産の部合計」の金額
	同表中「1 共済事業負債」の金額
	同表中「2 流動負債」の金額
	同表中「3 信用事業譲渡特別負債」の金額
	同表中「4 固定負債」の金額
	同表中「5 諸引当金」の金額
	同表中「6 繰延税金負債」の金額
	同表中「負債の部合計」の金額
	同表中「2 資本準備金」の金額
	同表中「3 利益剰余金」の金額
	同表中「負債及び純資産」のうち「科目」欄中29行目3文字目から8文字目
	同表中「負債及び純資産」のうち「科目」欄中30行目5文字目から7文字目
	同表中「4 処分未済持分」の金額
	同表中「組合員資本合計」の金額
同表中「純資産の部合計」の金額	
同表中「負債及び純資産の部合計」の金額	
14	第3 損益計算書の表中「1. 事業総利益」の金額
	同表中「共済事業総利益」の金額
	同表中「購買事業総利益」の金額
	同表中「販売事業総利益」の金額

ページ	開示することが相当である部分
14	同表中「製氷冷凍事業総利益」の金額
	同表中「加工直販事業総利益」の金額
15	同表中「利用事業総利益」の金額
	同表中「指導事業収支差額」の金額
	同表中「無線事業収支差額」の金額
	同表中「2. 事業管理費」の金額
	同表中「事業利益」の金額
	同表中「3. 事業外収益」の金額
	同表中「4. 事業外費用」の金額
	同表中「経常利益」の金額
	同表中「5. 特別利益」の金額
	同表中「6. 特別損失」の金額
	同表中「税引前当期利益」の金額
	同表中「法人税・住民税及び事業税」の金額
	同表中「法人税等調整額」の金額
	同表中「科目」欄の44行目3文字目から5文字目及び同金額
	同表中「科目」欄の45行目6文字目から8文字目及び同金額
同表中「科目」欄の46行目4文字目から9文字目及び同金額	
18	(1)組合員資本の表中「資本準備金」欄の1列目及び4列目の金額
	同表中「利益剰余金」欄の1列目及び4列目の金額
	同表中「処分未済持分」欄の1列目及び4列目の金額
	同表中「合計」欄の1列目及び4列目の金額
23	17 信用事業譲渡特別負債勘定の表中「合計」欄の1列目及び4列目の金額
24	18 事業管理費の表中「合計」の金額
28～29	(3)販売事業の表中「当期取扱高」のうち「数量(kg)」欄の不開示部分
31	①指導事業収支の表中「差引額」欄の2列目の金額
33	1行目3文字目から7文字目
	2行目6文字目から10文字目
	表中1行目6文字目から10文字目及び金額
	表中2行目3文字目から7文字目
	表中3行目4文字目から11文字目
	表中4行目4文字目から11文字目
	表中5行目4文字目から11文字目
	表中6行目4文字目から11文字目
	表中7行目7文字目から9文字目及び金額
36	(1)財務基準実績対照表の表中「資本準備金」の金額
	同表中「実績」欄の6行目3文字目から5文字目及び金額
	同表中「実績」欄の7行目3文字目から5文字目及び金額

ページ	開示することが相当である部分
36	同表中「処分未済持分」の金額
	同表中「1 自己資本」の「(計)」欄の金額
	同表中「[実績] (1)」の金額
38	[附表3]漁業種類別経営対数、地区内の漁業種類別水揚数量及び水揚金額の表中「水揚数量(kg)」欄の不開示部分
39	9行目42文字目から10行目2文字目
	14行目4文字目から7文字目

別表3 本件対象文書2

ページ	開示することが相当である部分
目次	28行目3文字目から7文字目及び10文字目から14文字目
2	2. 当該事業年度及び直前三事業年度の事業成績並びに財産及び損益の状況の表中「事業利益」欄の1列目から4列目の金額
	同表中「経常利益」欄の1列目から4列目の金額
	同表中「当期剰余金」欄の1列目から4列目の金額
	同表中「総資産」欄の1列目から4列目の金額
	同表中「純資産」欄の1列目から4列目の金額
6	不開示部分全て
7	(2)出資口数の不開示部分全て
11	貸借対照表の表中「1. 共済事業資産」の金額
	同表中「2. 流動資産」の金額
	同表中「3. 信用事業譲渡特別資産」の「資産」の金額
	同表中「4. 固定資産」の金額
	同表中「資産の部合計」の金額
	同表中「1. 共済事業負債」の金額
	同表中「2. 流動負債」の金額
	同表中「3. 信用事業譲渡特別負債」の金額
	同表中「4. 固定負債」の金額
	同表中「5. 諸引当金」の金額
	同表中「負債の部合計」の金額
	同表中「(2)利益剰余金」の金額
	同表中「負債及び純資産」のうち「科目」欄の32行目6文字目から11文字目
	同表中「負債及び純資産」のうち「科目」欄中33行目5文字目から7文字目
	同表中「(3)処分未済持分」の金額
	同表中「資本の部合計」の金額
	同表中「負債及び純資産の部合計」の金額
12	損益計算書の表中「1. 事業総利益」の金額
	同表中「共済事業総利益」の金額
	同表中「購買事業総利益」の金額
	同表中「販売事業総利益」の金額
	同表中「製氷冷凍事業総利益」の金額
	同表中「利用事業総利益」の金額
	同表中「漁業自営事業総利益」の金額
	同表中「指導事業収支差額」の金額
	同表中「無線事業収支差額」の金額
	同表中「2. 事業管理費」の金額
	同表中「事業利益」の金額

ページ	開示することが相当である部分
13	同表中「3 事業外収益」の金額
	同表中「4 事業外費用」の金額
	同表中「経常利益（又は経常損失）」の金額
	同表中「5 特別利益」の金額
	同表中「税引前当期利益」の金額
	同表中「法人税、住民税及び事業税」の金額
	同表中「科目」欄の33行目3文字目から5文字目及び金額
	同表中「科目」欄の34行目6文字目から8文字目及び金額
	同表中「科目」欄の35行目3文字目から8文字目及び金額
15	(1)組合員資本の表中「回転出資金」欄の1列目及び4列目の金額
	同表中「資本準備金」欄の1列目及び4列目の金額
	同表中「利益剰余金」欄の1列目及び4列目の金額
	同表中「処分未済持分」欄の1列目及び4列目の金額
	同表中「合計」欄の1列目及び4列目の金額
18	11 信用事業譲渡特別資産勘定の表中「合計」欄の1列目及び4列目の金額
20	17 信用事業譲渡特別負債勘定の表中「合計」欄の1列目及び4列目の金額
	18 事業管理費の表中「合計」の金額
24～25	(3)販売事業の表中「当期取扱高」のうち「数量 (Kg)」欄の不開示部分
27	①指導事業収支の表中「差引額」欄の2列目の金額
29	1行目6文字目から10文字目及び13文字目から17文字目
	表中1行目6文字目から10文字目及び金額
	表中2行目3文字目から7文字目
	表中3行目4文字目から11文字目
	表中4行目4文字目から11文字目
	表中5行目4文字目から11文字目
	表中6行目4文字目から11文字目
	表中7行目7文字目から9文字目及び金額
32	(1)財務基準等実績対照表の表中「実績」欄の6行目3文字目から5文字目
	同表中「実績」欄の7行目3文字目から5文字目
	同表中「処分未済持分」の金額
	同表中「1. 自己資本」の「(計)」の金額
	同表中「<実績>(1)」の金額
34	(4)地区内の漁業種類別水揚数量及び水揚金額の表中「水揚数量 (kg)」欄の不開示部分
監査報告 2枚目	11行目4文字目から7文字目
	15行目4文字目から7文字目

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和4年3月15日	・実施機関からの諮問書を受理した。
令和4年3月28日	・実施機関からの弁明書を受理した。
令和4年5月10日	・審査請求人からの反論書を受理した。
令和4年6月24日 (第134回審査会)	・審査を行った。
令和4年7月22日 (第135回審査会)	・審査を行った。
令和4年7月28日	・実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和4年8月4日	・実施機関からの書面を受理した。
令和4年8月26日 (第136回審査会)	・審査を行った。
令和4年9月8日	・実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和4年9月22日 (第137回審査会)	・審査を行った。
令和4年9月30日	・実施機関からの書面を受理した。
令和4年10月28日 (第138回審査会)	・審査を行った。
令和4年11月4日	・実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和4年11月21日	・実施機関からの書面を受理した。
令和4年11月25日 (第139回審査会)	・審査を行った。
令和4年12月23日 (第141回審査会)	・審査を行った。
令和5年1月27日 (第142回審査会)	・審査を行った。
令和5年2月17日 (第143回審査会)	・審査を行った。
令和5年3月28日 (第144回審査会)	・審査を行った。
令和5年4月28日 (第145回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
伊藤 健	国立大学法人弘前大学人文社会科学部助教	
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
香取 真理	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
熨斗 佑城	弁護士	会長職務代理者
森 雄亮	弁護士	会長

（令和5年5月9日現在）